

岡崎市監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和7年7月2日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

措置の通知書（都市基盤部 市街地整備課）

令和6年10月23日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第7号関係分

令和7年3月27日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
土地区画整理組合事業費補助金の実績報告について、土地区画整理事業助成条例事務要領どおり手続がされていないものがあったため、適正な処理をされたい	以下を実施することにより、処理の適正化を図った。 要領の一部見直しを図るとともに、額の確定時に確認内容を記載した補助金等の額の確定調査書を作成し添付することにより、収支決算書等の書類確認を行った。 補助対象組合との連絡を密にとり、やむを得ず事業費支払が年度を超える場合は、完了報告書を提出後、実績報告書を提出していただくようにした。 事務のフローチャートを作成し、補助対象組合あてに、要領とともにあらためて通知を送付した。

措置の通知書 （都市基盤部 公園緑地課）

令和 6 年10月23日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第 7 号関係分

令和 7 年 3 月27日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
1 都市公園占用許可に係る事務について、使用料の算定を誤っているものが複数見受けられたため、都市公園条例等に準拠した適正な処理をされたい。	1 今後は以下とおり適正な処理を行うこととした（2 から 5 も同様）。 都市公園占用許可に係る事務を担当する職員を対象に、都市公園条例等に準拠した適正な処理に関する勉強会を開催した。 また、よく起こるミス等をリスト化したチェックシートを用いて適正な処理を行うよう改めた。
2 都市公園内行為許可について、使用料が前納されていないものが複数見受けられたため、都市公園管理規則に準拠した適正な処理をされたい。	2 都市公園内行為許可の申請状況をイントラネット上のスケジュールに登録し係員全員で共有することにより、使用料の納付状況を係員全員でチェックする体制を構築し、後納としないよう改めた。
3 精算を伴う指定管理業務の修繕費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を十分に行っていなかったため、適正な処理をされたい。	3 令和 6 年度の事業報告から、指定管理者制度を導入している全ての施設において、業者からの請求書及び通帳のコピーやインターネットバンキングの支払い状況画面のコピー等の証拠書類を提出させ、修繕費の支払いの確認をしている。

監 査 結 果	措 置 状 況
4 市街地緑化事業奨励補助金及び都市緑化推進事業費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。 (1) 事業着手後に交付申請書が提出されているものがあった。 (2) 交付決定前の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあった。 (3) 市街地緑化事業奨励補助金交付要綱の規定によれば、事業の内容を変更する場合は、事業に着手するまでに変更交付申請書を提出しなければならないが、事業完了後に変更交付申請され変更決定をしているものがあった。 (4) 実績報告書が要綱に規定された期限までに提出されていないものがあった。 (5) 実績確認の検査において、不備がある状態で検査を完了し、補助金を交付しているものがあった。	4 (1) 申請者が事前相談に来た際に、着手前の申請が必須である旨の説明を徹底するとともに、事業を着手している案件については受付しないよう改めた。 (2) 要綱上補助対象経費に含むものと含まないものの確認を行い、申請書の確認をする際はチェックシートを用いる等適正な処理を行うよう改めた。 (3) 事業内容を変更する場合は必ず要綱に従い、事業の着手前に変更申請書を提出させる。また、交付申請書を受け付けた際に申請者に対して上記について説明するよう改めた。 (4) 申請時に実績報告書提出期限の通知を徹底するとともに、職員も提出期限を管理し、期限1週間前には書類提出を促す連絡を入れる等適正な処理を行うよう改めた。 (5) チェックシートを用いて実績確認を実施し、軽微な不備も是正措置を講じるよう指導する等適正な処理を行うよう改めた。

監 査 結 果	措 置 状 況
5 公園内の売店の水道使用料金について、歳入の所属年度を誤っているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。	5 令和6年度の使用料金は令和7年3月31日に当該売店の水道使用量を確認のうえ納付書を送付した。令和7年4月9日及び同年同月14日付けで売店事業者からの納入が完了し、適正な年度の歳入となったことを確認した。

措置の通知書（都市基盤部 市営住宅課）

令和6年8月1日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第7号関係分

令和7年3月27日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
住民記録システム等運用保守サービス利用契約の特命随意契約について、遡りで契約書の作成等を行っていたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。	令和7年度における同様の特命随意契約について、適正な処理のため、前年度中に当該契約に係わる準備を行い、令和7年4月1日に予算執行兼契約伺い及び支出負担行為決議書を起案し、速やかに契約を締結した。